

(2) 国保・高齢者医療課 事業体系

「(新)」は新規事業、「(単)」は県単独事業を表す

頁

医療保険の運営支援

— 国民健康保険助言指導等事業(単)	182
— 国民健康保険制度安定化対策事業	182
— 国民健康保険広域化等支援基金事業	182
— 後期高齢者医療給付費負担金事業	183
— 後期高齢者医療高額医療費負担金事業	183
— 後期高齢者医療保険基盤安定負担金事業	184
— 後期高齢者医療財政安定化基金事業	184
— 後期高齢者医療不均一保険料負担金事業	184

国民健康保険助言指導等事業 (単)

(事業開始年度：昭和34年度)

実施主体	県	負担割合	県10/10
平成25年度予算額	23,135千円	(根拠法令等)	
平成24年度予算額	23,671千円	国民健康保険法第4条、第41条、第108条	

<目的>

国民健康保険事業の健全かつ安定的な運営を図るため、保険者（45市町村・2国保組合）及び国民健康保険団体連合会、保険医療機関等に対して財政の健全化、医療費の適正化などについて、技術的助言等を行う。

<対象>

保険者（市町村及び国保組合）及び熊本県国民健康保険団体連合会、保険医療機関等

<事業内容>

- 1 保険者等への助言指導
保険者の国保事業の適正な運営、保険財政の健全化について、実地へ赴き助言指導を行う。
- 2 医療給付専門医等の設置
医療給付の適正化を図るため、国民健康保険医療監査指導専門医（1名）及び医療給付専門指導員（2名）を配置し、保険医療機関の指導、保険者に対するレセプト点検指導等を行う。

国民健康保険制度安定化対策事業

(事業開始年度：昭和63年度)

実施主体	県	負担割合	保険基盤安定 軽減分 県3/4 市町村1/4 支援分 国1/2 県1/4 市町村1/4 高額医療費共同事業 国1/4 県1/4 市町村1/2 県調整交付金 県10/10
平成25年度予算額	18,883,096千円	(根拠法令等)	
平成24年度予算額	19,070,706千円	国民健康保険法第72条の2、第72条の3、附則第24条、第26条	

<事業内容>

- 1 保険基盤安定負担金
(軽減分) 低所得世帯の保険料(税)について市町村が軽減を行った場合に、その軽減相当額等を補填するため県が負担することとされている負担金を交付する。
(支援分) 低所得者を多く抱える市町村を支援し、中間所得者層を中心に保険料(税)を軽減するため県が負担することとされている負担金を交付する。
- 2 高額医療費共同事業負担金
高額な医療費の発生による市町村国保財政への急激な影響を緩和するため、熊本県国民健康保険団体連合会が行う高額医療費共同事業(注)について、市町村拠出金に対し県が負担金を交付する。
(注) あらかじめ市町村が同連合会に一定額を拠出。1件80万円を超える高額な医療給付が発生した場合に、市町村は超過額の59%を交付対象として、その相当額を同連合会から交付を受ける。
- 3 県調整交付金
市町村が行う国民健康保険の財政を調整するため、県が交付金を交付する。

国民健康保険広域化等支援基金事業

(事業開始年度：平成14年度)

実施主体	県	負担割合	国1/2 県1/2
平成25年度予算額	15,320千円	(根拠法令等)	
平成24年度予算額	15,817千円	国民健康保険法第75条の2 熊本県国民健康保険広域化等支援基金条例	

<目的>

国民健康保険法に規定する広域化等支援方針の作成、当該方針に定める施策の実施その他国民健康保険事業の運営の広域化又は財政の安定化に資するため、熊本県国民健康保険広域化等支援基金を設け、貸付等を行う。

<事業内容>

【貸付】

- 1 貸付内容
(1) 保険財政広域化支援貸付
広域化後の保険料賦課総額が広域化前の賦課総額を上回る構成市町村の当該増加見込み額の範囲内で貸付

を行う。

(2) 保険財政自立支援貸付

医療費の増加や保険料収納率の低下等で保険財政の収支不均衡が見込まれる市町村に対し、財源不足見込額の1/2～3/4の範囲内で貸付を行う。

2 償還方法

貸付の翌々年度から5年で償還

3 貸付利息

無利子

【交付】

1 交付内容

合併等に伴い実施する電子計算機による情報処理システムの整備又は国民健康保険の広報啓発その他事業に対し交付する。

2 その他

交付金の財源は、基金の運用益をもって充てる。

【市町村支援経費への充用】

「熊本縣市町村国民健康保険支援方針」に定める施策の実施に必要な経費について、貸付・交付事業に支障のない範囲で、当資金を充てる。

後期高齢者医療給付費負担金事業

(事業開始年度：平成20年度)

実施主体	後期高齢者医療広域連合	負担割合	国3/12 県1/12 市町村1/12
平成25年度予算額	20,573,527千円	(根拠法令等)	
平成24年度予算額	20,365,104千円	高齢者の医療の確保に関する法律第96条第1項	

<目的>

後期高齢者医療広域連合が被保険者に対して行う療養の給付等に要する費用について、国、県、市町村が一定割合を負担し、所要の医療給付の確保を図る。

<対象>

- ・75歳以上の者
- ・65歳以上75歳未満で法律の規定に基づく障害認定を受けた者

<事業内容>

後期高齢者医療広域連合が行う療養の給付等に要する費用について、国が3/12、県が1/12、市町村が1/12負担する。

年 度	H17	H18	H19	H20	H21	H22	H23
対象者数 (人)	263,359	251,116	240,523	244,072	249,547	255,304	259,681
医療給付費総額 (千円)	214,005,865	206,596,963	205,799,096	210,141,164	218,796,047	231,894,655	240,495,529
1人当たり年間 医療給付費(円)	812,601	822,715	855,632	860,980	876,773	908,308	926,119

後期高齢者医療高額医療費負担金事業

(事業開始年度：平成20年度)

実施主体	後期高齢者医療広域連合	負担割合	国1/4 県1/4
平成25年度予算額	864,594千円	(根拠法令等)	
平成24年度予算額	795,368千円	高齢者の医療の確保に関する法律第96条第2項	

<目的>

高額な医療費が発生した場合に、国及び県がその一定割合を負担し、後期高齢者医療広域連合の財政リスクの軽減を図る。

<事業内容>

レセプト1件当たり80万円を超える医療費について、保険料で賄うべき部分のうち1/4ずつを国・県が負担する。

後期高齢者医療保険基盤安定負担金事業

(事業開始年度：平成20年度)

実施主体	市町村	負担割合	県3/4 市町村1/4
平成25年度予算額	4,006,416千円	(根拠法令等)	
平成24年度予算額	3,896,951千円	高齢者の医療の確保に関する法律第99条第3項	

<目的>

低所得世帯に属する被保険者及び被用者保険の被扶養者であった被保険者について、保険料の均等割額を一定割合減額し、負担を軽減する。

<事業内容>

低所得世帯に属する被保険者については、同一世帯内の総所得金額に応じて3段階（7割、5割、2割）で保険料の均等割額を軽減し、また、被用者保険の被扶養者であった被保険者については、均等割額の5割を軽減する。

その軽減分を県が3/4、市町村が1/4負担する。

後期高齢者医療財政安定化基金事業

(事業開始年度：平成20年度)

実施主体	県	負担割合	国1/3 県1/3 広域連合1/3
平成25年度予算額	626,735千円	(根拠法令等)	
平成24年度予算額	629,914千円	高齢者の医療の確保に関する法律第116条	

<目的>

保険料の未納や医療の給付に要する費用が見込額以上に増加した場合等に、後期高齢者医療広域連合の財源不足に対して交付・貸付を行う財政安定化基金を県に設置し、後期高齢者医療広域連合の財政リスクの軽減を図る。

<事業内容>

1 交付事業

- (1) 予定収納率を下回る保険料の未納に対して、財政運営期間（2年間）の最終年度に、未納による不足額の1/2を後期高齢者医療広域連合に交付する。
- (2) 2年ごとに行われる保険料率改定に伴う保険料率の増加を抑制する費用の一部に充てるため後期高齢者医療広域連合に交付する。

2 貸付事業

保険料の未納又は医療の給付に要する費用の見込額以上の増加による後期高齢者医療広域連合の財源不足に対し、毎年度、不足分の1.1倍を限度に、後期高齢者医療広域連合に無利子で貸付を行う。

後期高齢者医療不均一保険料負担金事業

(事業開始年度：平成20年度)

実施主体	後期高齢者医療広域連合	負担割合	国1/2 県1/2
平成25年度予算額	10,339千円	(根拠法令等)	
平成24年度予算額	10,369千円	高齢者の医療の確保に関する法律附則第14条第4項	

<目的>

過去の老人医療給付費が県平均より一定割合以上低い市町村の被保険者について、均一保険料よりも低い保険料が設定されており、その差額分を国及び県が負担し、激変を緩和する。

<事業内容>

平成15年度～平成17年度の1人当たり老人医療給付費実績額が県内平均より20%以上乖離している市町村（あさぎり町、多良木町、湯前町、相良村、五木村）には、激変緩和措置として、均一保険料よりも低い不均一保険料が設定されており、均一保険料との差額分を国・県が1/2ずつ負担する。